

2014年8月22日

## 専門統計調査士認定の経過措置について

統計調査士と専門統計調査士の両方の試験に合格した場合、日本統計学会から「専門統計調査士」の認定証が授与されます。

専門統計調査士にのみ合格した場合、経過措置として試験合格の有効期間内に統計調査士に合格すれば認定証発行の条件を満たします。同様に統計調査士にのみ合格した場合、試験合格の有効期間内に専門統計調査士に合格すれば専門統計調査士の認定証が授与されます。

これまで、経過措置2年（試験合格の有効期間3年間）と定めていましたが、これを延長し経過措置4年（試験合格の有効期間5年間）とします。なお、有効期間の期限は、5年目の「12月31日」までとなります。

経過措置4年（有効期間5年間）とは、2011年合格者の場合を例とすると以下のようになります。

| 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 試験合格  |       |       |       |       |       |

有効期間



2011年の専門統計調査士に合格した場合、2015年12月31日までに統計調査士に合格すれば専門統計調査士の認定証が授与されます。同様に、2011年の統計調査士に合格した場合、2015年12月31日までに専門統計調査士に合格すれば認定証が授与されます。